井原市立木之子中学校校 長 今井 浩

熱中症対策の徹底について (一部変更)

平素より、本校の教育につきまして、格別のご理解とご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和5年8月25日付け「熱中症警戒アラート発表時における熱中症対策の徹底について」においてお知らせしておりますが、井原市教育委員会から対応について変更の通知を受け、令和5年9月8日(金)より、下記のとおり対応を変更いたしますので、よろしくお願いします。

記

- 1 暑さ指数 (WBGT) により適切に対応する。暑さ指数が31以上の場合は、運動は中止とする。(運動とは、運動部活動、体育授業、運動会・体育会の練習、休み時間の運動遊び等を指す。)
- 2 暑さ指数 (WBGT) が 3 1 以上の場合の大会や学校行事実施については、主催者の 判断のもと可とする。ただし、必ず顧問や教職員が各活動場所での活動の様子を見守 るとともに、こまめな休憩と水分補給や、活動前後の健康観察を行う。

【前回からの変更点】

○熱中症警戒アラートの発表の場合の対応を削除。